

(3) 国民の視点に立った年金業務の実施

勸 告	説明図表番号
<p>当省が実施している行政相談には、国民年金業務の運営に関する国民からの苦情や意見要望が寄せられている。</p> <p>今回、これらの苦情及び意見要望を端緒として、各種手続におけるより一層の負担軽減や利便性向上のため、いわゆる「国民の視点」に立って年金業務の見直しを図る余地はないかとの観点から、機構における関係業務の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 失業特例免除申請書の添付書類の見直し</p> <p>【制度の概要】</p> <p>厚生労働大臣は、失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、被保険者の申請により、保険料の納付義務を免除することができることとされている（法第90条第1項第5号、規則第77条の7第2号。以下、当該免除を「失業特例免除」という。）。</p> <p>失業特例免除を申請できる期間は、通常の特例免除等と同じであり、申請日が属する月の2年1か月前の月から申請日が属する年の翌年6月（申請日が1月から6月までの間である場合は、その年の6月）までとなっている。</p> <p>失業特例免除の申請については、継続免除の仕組み（項目3細目(1)参照）が設けられていないため、保険料の失業特例免除を受けようとする期間に係る年度（以下「免除年度」という。）ごとに申請書を提出する必要がある。また、申請書には、申請者が失業により保険料を納付することが困難である事実を明らかにすることができる書類を添付する必要がある（「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について」の一部改正について（平成26年9月19日付け年管管発0919第4号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「免除等通知」という。）。）</p> <p>申請書は、原則として申請者の住所地の市町村又は年金事務所に提出され、その後、事務センターに回付され、事務センターで審査される。審査に必要な書類については、免除等通知において具体的に規定されており、雇用保険の被保険者であった者については、申請書に、①雇用保険受給資格者証の写し、②雇用保険被保険者離職票の写し又は③公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類のいずれかの添付を求めるとされている（以下、これらの書類を「離職票等」という。）。</p> <p>【当省に寄せられた行政相談の概要】</p> <p>失業特例免除に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。</p> <p>平成25年7月から26年6月までの分（25免除年度分）の失業特例免除の申請のため、平成26年6月30日に年金事務所を訪問し、手続をしようとしたところ、職員から添付書類として雇用保険被保険者離職票の</p>	<p></p> <p>図表4-(3)-ア-①</p> <p>図表4-(3)-ア-②</p> <p>図表4-(3)-ア-③</p> <p>図表4-(3)-ア-④</p>

写しを提出するよう言われたため、公共職業安定所に出向き入手した上で、再度、年金事務所を訪問して手続をした。その際、平成 26 年 7 月以降の分（26 免除年度分）の手続は 7 月以降にするよう言われたので、7 月 2 日に改めて年金事務所を訪問し、26 免除年度分の手続をした。

しかし、平成 26 年 9 月末になり、機構から、26 免除年度分の申請書にも雇用保険被保険者離職票の写しの添付が必要であったが添付されていなかったとして、申請書が返送されてきた。

平成 26 年 6 月 30 日に 25 免除年度分の失業特例免除を申請した時には、申請書に雇用保険被保険者離職票の写しを添付しており、当該年度分の申請は承認されているのだから、26 免除年度分の申請については、25 免除年度分の申請における雇用保険被保険者離職票の写しを再利用する等すればよいのではないか。何度も同じ書類を提出するのは負担である。

【調査結果】

免除等通知等では、同一の離職の事実に基づく 2 回目の失業特例免除の申請であっても、特段、初回の申請と区別して取り扱う旨の記載はない。ある免除年度について失業特例免除が承認された者が、次免除年度について同一の離職の事実に基づいて引き続き失業特例免除の申請を行った場合、機構は、当該申請者に係る離職の事実や離職日等を既に把握している状態にあることから、このような場合には、再度、同一の離職の事実を証明する離職票等の提出を求めず、前回申請時の情報を活用して審査を行うことで、申請者の負担軽減を図る余地があると考えられる。

このような観点から、当省が 12 事務センターを対象として、これら事務センターで平成 29 年 10 月 5 日以降に失業特例免除の承認処理が行われた事案（60 事案）を抽出して、当該申請書に添付されている書類やその活用状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 60 事案全てにおいて、離職の事実を証する書類として離職票等が添付されており、また、その中には、当該申請に係る免除年度の前免除年度についても同一の離職の事実に基づく失業特例免除が承認されていた者が複数含まれていた。
- ② 調査した事務センターでは、「免除等通知等に従って、毎回の申請時に必ず離職票等の提出を求めている」、「離職票等が添付されていない申請書については、当該書類の添付を求める文書とともに申請書を返戻している」、「2 年度分の失業特例免除を申請する場合には、離職票等も申請書ごとに添付する必要がある」などとしている。

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）では、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政サービスのデジタル化の前提として業務改革を徹底することの必要性が

図表4-(3)-ア
-⑤

図表4-(3)-ア
-⑥

図表4-(3)-ア
-⑦

述べられており、その一つとして、「ワンスオンリー」原則（一度行政機関が提出を受けた情報は、原則として再度の提出を求めないこと）に沿った行政手続の見直しを推進することとしている。

平成 30 年 3 月現在、機構では、274 の手続（国民年金のほか、厚生年金保険や健康保険に関する手続も含む。）のうち、国民年金関係では、口座振替納付申出書、クレジットカード納付申出書、追納申込書、還付請求書、老齢給付裁定請求書等について、電子申請を可能としている。現在のところ、免除関係の手続については電子申請の対象となっていないが、今後、マイナンバーの利活用等と併せて、電子申請の対象が拡大していくことが期待される場所、その前提として、ワンスオンリー原則の徹底は重要になっていくものと考えられる。

機構は、「失業特例免除の申請書及び添付書類は、審査を行った事務センターが保管しているが、大量の紙媒体の申請書及び添付書類の中から、当該申請者の前回申請時の離職票等を探し出すには相当の手間が掛かる」としている。しかし、機構では、平成 30 年度から紙媒体の届出書、申請書及び添付書類を画像化してシステム上で管理する取組を開始しており、申請書単位で検索し画像内容を確認することが可能となることから、失業特例免除を承認した者について、次回以降の申請時の審査における過去の離職票等の確認が容易になると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、失業特例免除の申請における申請者の負担軽減を図る観点から、システムで管理されている前回申請時の離職票等の画像データを活用することにより、失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき失業特例免除の申請を行った場合には、離職票等の提出を求めない取扱いとする必要がある。

図表 4-(3)-ア-① 失業特例免除に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 90 条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～四 （略）

五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2～4 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（保険料全額免除の申請）

第 77 条 法第九十条第一項の規定による申請は、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとするをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

二 保険料全額免除を受けようとする期間

三 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）及び申請者の配偶者の氏名

四 第二号に規定する期間における申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者（以下第七十七条の五を除き「申請者等」という。）が法第九十条第一項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三 （略）

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ （略）

ロ 申請者等が法第九十条第一項第五号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 （略）

(法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由)

第 77 条の 7 法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年(当該期間に一月から六月まで(法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで)のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年)において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき。

三・四 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(3)-ア-② 「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について」の一部改正
について」(平成 26 年 9 月 19 日付け年管管発 0919 第 4 号厚生労働省年金局事業
管理課長通知)(抜粋)

3 失業等を理由とする免除等の申請に係る添付書類の確認について

失業等を理由とする免除等の申請は、国民年金法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 12 号)第 77 条第 2 項第 4 号ロ等の規定に基づき、当該事実を明らかにする書類として、申請書には次のいずれかに該当する書類が添付されていることが必要であること。

ただし、該当する書類が原本であること等により添付することができない場合には、写しを添付することとして差し支えないこと。

また、戸別訪問時など写しの添付自体も困難な場合には、職員等が当該書類を確認し、申請書の裏面又は余白に、①当該事実を確認した年月日、②当該事実を確認した添付書類の名称及び確認した離職年月日を記載するとともに、当該事実を確認した職員が記名及び押印を行って事蹟を残すことにより、当該書類の添付を省略して差し支えないこと。

なお、失業した日は、離職の場合は離職した日の翌日、事業の廃止(廃業)又は休止の場合はその当日とすること。

- ① 雇用保険の被保険者であった者については、雇用保険受給資格者証の写し若しくは雇用保険被保険者離職票の写し又は公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類
- ② 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 6 条第 4 号の規定により雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの(以下「国等」という。)の事業に雇用される者については、当該雇用先の国等が証明した書類
- ③ 事業の廃止(廃業)又は休止の届出を行っている者について、以下の事業の廃止(廃業)等の年月日及び事実が記載された書類

なお、イからオまでについては、併せて申請者等が失業の状態にあることの被保険者の申し立てにより特例免除を認めるものとし、申請書の備考欄又は添付書類の余白に「廃業後、他に事業なく失業中」等の記入(添付書類の余白に記入するときは、署名又は記名押印)が必要であること。

ア 厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及び総合支援資金貸付の申請の際に添付等した事業の休止又は廃止を明らかにする書類の写し

イ 履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書

ウ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書又は事業廃止届出書等の写し(税務署等の受付印のあるものに限る。なお、異動届出書については、異動事項等の項目が「倒産」、「解散」又は「閉鎖」(「破産」は失業とは限らないことから除く。)であること。)

エ 保健所への廃止届出書(控)又は廃止届証明書(受付印のあるものに限る。)

オ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類

- ④ 前記①から③までの書類によって失業等の事実が確認できない者については、個人住民税の納税通知書の写し又は個人住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わったことの実事確認及び離職の事実を確認できる事業主の証明書(納税通知書の交付を受けることができない特別徴収の対象外の者又は退職時に一括で残税額を特別徴収されている者については、納税通知書を添付できない理由が記載され、又は当該理由が確認できる給与明細書の写し等が添付

された離職の事実を確認できる事業主の証明書)

図表 4-(3)-ア-③ 免除等通知で定められている失業特例免除申請書の添付書類

申請者区分	添付書類名
雇用保険の被保険者であった者	<ul style="list-style-type: none"> i 雇用保険受給資格者証の写し ii 雇用保険被保険者離職票の写し iii 公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類
国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者（雇用保険の適用除外となる者）	国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものが証明した書類
事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている者	<p>以下の事業の廃止（廃業）等の年月日及び事実が記載された書類（ii から ix までについては、申請書の備考欄又は添付書類の余白に「廃業後、他に事業なく失業中」等の記入が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> i 厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及び総合支援資金貸付の申請の際に添付等した事業の休止又は廃止を明らかにする書類の写し ii 履歴事項全部証明書 iii 閉鎖事項全部証明書 iv 税務署等への異動届出書の写し v 税務署等への個人事業の開廃業等届出書の写し vi 税務署等への事業廃止届出書等の写し vii 保健所への廃止届出書(控) viii 保健所への廃止届証明書 ix その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実を確認できる書類
上記までの書類によって失業等の事実を確認できない者	<ul style="list-style-type: none"> i 個人住民税の納税通知書の写し ii 個人住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わったことの実事確認 iii 離職の事実を確認できる事業主の証明書 iv 納税通知書の交付を受けることができない特別徴収の対象外の者又は退職時に一括で残税額を特別徴収されている者については、納税通知書を添付できない理由が記載され、又は当該理由が確認できる給与明細書の写し等が添付された離職の事実を確認できる事業主の証明書

(注) 1 免除等通知に基づき、当省が作成した。

2 複数の種類の添付書類が示されている場合、いずれか一つの添付で可とされている。

図表 4-(3)-ア-④ 離職票等の様式

① 雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7		2. 氏名 三ツ知				
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法（記号（口座）番号・金融機関名・支店名） 安定所現金（G）						
10. 資格取得年月日 190401		11. 離職年月日 281231		12. 離職理由 40		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額 6,666		15. 給付制限		
16. 求職申込年月日 290104		17. 認定日 1型-月		18. 受給期間満了年月日 291231		
19. 基本手当日額 4,747		20. 所定給付日数 90		21. 通算被保険者期間 090900		
22. 離職前事業所名 労働市場センター株式会社						
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村） 0 0 0 0				

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地 千177-0044 練馬区上石神井 センター 公共職業安定所

電話番号 03-3929-3311 交付 年 月 日

公共職業安定所長印

折り曲げ線

注 意 事 項

- 1 この証は、第1面の受給期間満了年月日までには大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 2 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- 3 あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 4 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 5 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 6 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 8 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 9 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを起った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

求職番号

支給番号

（バーコード貼付欄）

（第2面）

2017. 1

（バーコード貼付欄）

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

② 雇用保険被保険者離職票-1

様式第6号(1) 雇用保険被保険者離職票 1
 交付番号 () 資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 99-99999999 (短)

交付年月日 290104

帳票種別 14200 1.被保険者番号 4800-010566-2 2.資格取得年月日 4-190401 3.離職年月日 4-281231 4.被保険者種類 1 (1再交付) 5.再交付表示 (1再交付)

離職者氏名 ココウ タロウ 性別 1 (1男) 2 (2女) 生年月日(元号一年月日) 4 010416 (4平成 3昭和) 喪失原因 2 (1 離職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職) 離職票交付希望 1 (1再交付) 2 (2再交付)

事業所番号 4801-001186-9 管轄区分 0 事業所名称 労働市場センター株式会社 産業分類 37 通信業

6.個人番号 () 7.番号換取取得チェック不要 () 8.住所所属職安定所 ()

※9.求職申込年月日 () 受給資格等決定年月日 () 10.認定日(一般) () 11.認定予定日(高年齢・短期) ()

12.賞金日額(区分一日額又は前額) () 区分 (1日額 2前額) () 15.求職番号 ()

16.特殊表示区分又は 源泉徴収期間年月日 () 17.金融機関・店舗コード () 口座番号 ()

18.支払区分 () 19.区分一氏名(対) () 区分(空欄分からも書き 1氏名変更)

備考 離職時年齢 27歳 支払方法は未登録です。 公共職業安定所長印

※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者 基本手当日額 () 円 所定給付日数 () 日 支給番号 ()

求職者給付等払渡希望金融機関指定届 (切り取らないでください。)

届出者	フリガナ 1 氏名 2 住所又は居所	ココウ タロウ 雇用 太郎 富士吉田市電ヶ丘2-4-3
払渡希望 金融機関	フリガナ 3 名称	〇〇銀行 本店 支店
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号 (普通) 1234567
	5 ゆうちょ銀行	記号番号 (総合) -

◆金融機関へのお願い
 雇用保険の失業等給付金を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、下記のことについて御協力をお願いします。
 1 上記届出書に記載された事項のうち「1氏名」欄、「3名称」欄及び「4銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄(「5ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄)を確認した上「金融機関による捺印」欄に貴金融機関捺印を押印してください。
 2 金融機関コード・店舗コードを記入してください(ゆうちょ銀行の場を除く)。

金融機関コード () 店舗コード ()

図表 4-(3)-ア-⑤ 失業特例免除申請書の添付書類の状況

(単位：件)

添付書類区分		該当 事案数
雇用保険被保険者離職票又はその写し		30
雇用保険受給資格者証又はその写し		19
公共職業安定所が 発行し、若しくは 証明する書類	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書	6
	雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書	1
	雇用保険被保険者記録照会（回答）	1
離職の事実を確認できる事業主の証明書		1
税務署等への個人事業の開廃業等届出書の写し		1
その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実 が確認できる書類	船員手帳の写し	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 12 事務センターにおいて平成 29 年 10 月 5 日以降に失業特例免除の承認処理が行われた事案を処理完了日が古いものから 1 事務センター当たり 5 件、これら 60 件の添付書類の状況について整理した。

図表 4-(3)-ア-⑥ 失業特例免除を申請した者が当該申請に係る免除年度の前免除年度についても、
同一の離職の事実に基づく失業特例免除を申請していた例

申請者	A	B	C
離職日	平成 28 年 12 月 31 日	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 5 月 31 日
平成 28 免除年度に係る失業 特例免除申請日	平成 29 年 1 月 30 日	平成 29 年 3 月 14 日	平成 28 年 11 月 22 日
上記申請の承認日	平成 29 年 3 月 13 日	平成 29 年 4 月 17 日	平成 29 年 1 月 31 日
平成 29 免除年度に係る失業 特例免除申請日	平成 29 年 9 月 15 日	平成 29 年 9 月 19 日	平成 29 年 7 月 10 日
上記申請の申請書に添付され ていた書類	雇用保険被保険者離 職票	雇用保険被保険者 資格喪失確認通知 書	雇用保険受給資格者 証

(注) 図表 4-(3)-ア-⑤における失業特例免除申請事案 60 件のうち、該当する事案の一部を整理した。

図表 4-(3)-ア-⑦ 調査した事務センターにおける失業特例免除の申請の取扱い

事務センター	失業特例免除の申請の取扱い（主なもの）
東京広域	免除等通知で必要とされている添付書類以外の書類を認めることはない。
新潟	機構本部が定める規則等に沿って、必ず離職票等の提出を求めている。
金沢広域 大阪広域	免除等通知において定められている書類が添付されていない場合、それらの書類の添付を求める文書とともに申請書を返戻している。
高松広域	2 年度分の失業特例免除を申請する際には、申請書ごとに離職票等の写しが 2 枚必要になる。申請書の提出時期が異なり、後に受け付けた申請書に写しが添付されていない場合は、先に受け付けた申請書を探し出すのに時間を要するため、被保険者に申請書を返戻し、写しを添付した上で再提出してもらっている。

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>イ 口座振替による前納の見直し</p> <p>【制度の概要】</p> <p>毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない(法第91条)が、被保険者は、申出により、将来の一定期間の保険料を前納することができることとされている(法第93条第1項)。</p> <p>前納する場合の保険料額は、通常の保険料額から、政令で定める額を控除した額とされている(法第93条第2項)。また、前納は、原則として6月又は年を単位として行うものとされており(令第7条)、前納できる月、方法、納付時期及び前納保険料額は、毎年、厚生労働大臣が、「国民年金法施行令第7条及び第8条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額」により告示している。</p> <p>【当省に寄せられた行政相談の概要】</p> <p>口座振替による前納に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。</p> <p>3月に20歳になり、国民年金被保険者資格を取得し、同月から保険料を納付することとなった。保険料の納付に当たって、割引額が最も有利な口座振替による2年前納を利用することを希望したところ、年金事務所から、口座振替による2年前納は2月末までの申込みが必要であるとの説明があった。</p> <p>しかし、私は3月生まれのため、3月に入ってから被保険者となった旨の通知を受け取っており、その時には既に申込期限が過ぎていたため、次の申込時期まで口座振替による2年前納が利用できなかった。このような取扱いは不合理ではないか。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(2年前納の申出期限の変更又は申出の事前受付)</p> <p>2年前納は、4月から翌年度末までの2年間の保険料を4月末に一括して納付するものであるが、機構では、口座振替による2年前納の申出期限を毎年2月末としている。その理由について、機構は、「口座の登録等の事務作業に2か月程度の期間を要するため」としている。</p> <p>このため、第1号被保険者資格の取得時期により、口座振替による2年前納の利用開始可能時期に差異が生じており、4月から翌年2月までの間に資格取得した者(20歳到達者であれば、4月から翌年2月生まれの者)は、翌年度の4月から口座振替による2年前納が利用できるが、3月に資格取得した者(3月生まれの者)は、翌々年度の4月からしか利用できない。</p>	<p>図表4-(3)-イ -①</p> <p>図表4-(3)-イ -②</p>

しかし、①マルチペイメントネットワークシステム（注）等を活用することにより、現状では2か月を要している口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、2年前納の申出期限を3月末とすることも可能であると考えられる。また、②20歳到達者も含め、口座振替の申出を資格取得日前に事前受付すれば（例えば、3月に資格取得予定の者について、2月末までに申出を受付するなど）、4月から2年前納が利用できると考えられる。

（注）税金、公共料金、保険料等の収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納付者がATM、電話、パソコン等から税金等の支払や口座振替の申込みができ、かつ、その情報が収納機関に通知される仕組み。収納サービス及び口座振替受付サービスを提供している。

（任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納）

2年前納は、4月から翌年度末までの2年間の保険料でしか利用できず、任意の月から24か月分を前納することはできないこととされている。これは、保険料額は、毎年1月に翌々年度分が決定されることとなっており、それ以前は、翌年度末までの保険料額しか決定されていないためである（注）。

（注）定額保険料額は、年度ごとに定められた額に、保険料改定率を乗じて得た額（10円未満の端数は四捨五入）とされており（法第87条第3項）、保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に、「当該年度の初日の属する年の3年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の2年前の物価指数の比率」等に乗じて得た率を基準として改定される（法第87条第5項）。例えば、平成31年度の定額保険料額は、1万7,000円（法第87条第3項で定められた額）に、保険料改定率（30年度の保険料改定率（0.966）に28年の物価指数に対する29年の物価指数の比率等に乗じて得た率（0.965））を乗じて算出された額（1万6,410円）となる。

このため、平成31年度の定額保険料額は、29年の物価指数が判明する30年1月以降に決定されるが、32年度の定額保険料額は30年の物価指数が判明する31年1月以降に決定されるため、30年度（31年1月以前）に前納を申し出た場合の前納できる月は、最大でも31年度分まで（32年3月分まで）となる。

このため、年度途中から保険料の前納をしようとする者は、任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納を申し出ることができ、これについては、原則として申出をした当月からの前納が可能であるが、納付書による納付のみ認められており、口座振替では、これが認められていない。その理由について、機構は、「口座振替による前納の申出から実際の口座振替の開始までに2か月を要することから、その間（2か月分）の保険料は納付書により定額で納付していただく必要が生じる。この額とその後の口座振替による前納額を合算すると、当該全期間を納付書により前納した場合の前納額より高くなり、お客様にメリットが生じないため」としており、「年度途中からの前納を希望するお客様に対しては、最も割引額が大きくなるよう、当年度末又は翌年度末までは納付書による前納を勧め、翌年度又は翌々年度から口座振替による2年前納を勧めている」としている。

しかし、

① 納付書による前納の場合、一度申出が認められ前納した場合であつ

図表4-(3)-イ
-③

でも、次の期間について前納を希望する場合には、改めて申出が必要となり、納め忘れ等が発生する可能性があるのに対し、口座振替の場合には、一度申出が認められれば自動的に継続され、次回以降に再度申出を行う必要がないため、被保険者の利便性の向上につながるとともに、納め忘れ等が発生しないことから、将来の継続的な納付にも資すると考えられること

② 被保険者にとって、納付書による前納を行おうとする場合、電子納付の場合を除き、年金事務所に前納用納付書の発行を依頼し、これが郵送された後に、多額の現金を準備し、金融機関やコンビニエンスストアにおいて納付するという手間が掛かるのに対し、口座振替の場合には、申出書の提出を行えば、その後の手続は不要であることから、被保険者の負担軽減につながると考えられること。また、保険料額が30万円を超える場合（おおむね20か月以上の前納）は、コンビニエンスストアでの納付ができないため、金融機関で納付しなければならず被保険者の利便性が低下すること

③ マルチペイメントネットワークシステム等を活用することにより、口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、被保険者にとってメリットが発生する可能性があること

から、口座振替による年度途中の任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納の申出を受け付けることについて、検討する余地があると考えられる。

なお、任意の月から当年度末又は翌年度末までの期間の保険料を口座振替により前納することを認めない旨の法令上の規定はなく、当該前納の申出を受け付けるためには、厚生労働省において、当該前納に係る保険料額を告示するだけで足りる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、多様な保険料の納付手段を確保することにより、被保険者の利便性の向上を図る等の観点から、口座振替による2年前納の受付時期の見直し及び任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納の申出の受付について検討する必要がある。

図表 4-(3)-イ-① 保険料の前納に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（保険料の納期限）

第 91 条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

（保険料の前納）

第 93 条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

○ 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）（抜粋）

（保険料の前納期間）

第 7 条 法第九十三条第一項の規定による保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、六月又は年を単位として、行うものとする。ただし、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料（既に前納されたものを除く。）をまとめて前納する場合には、六月又は年を単位として行うことを要しない。

（前納の際の控除額）

第 8 条 法第九十三条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月（法第九十二条の二に定める方法により納付する場合には、当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に十円未満の端数がある場合において、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。次項において同じ。）を控除した額とする。

2 厚生労働大臣は、前納に係る期間の各月の保険料の額から前項に規定する額を控除した額（保険料を前納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表4-(3)-イ-③ 保険料を前納する場合の前納できる月、納付方法、納付時期及び前納保険料額（平成30年度）

前納できる月	納付方法	納付書による前納額 (円)	口座振替による前納額 (円)	クレジットカード納付による前納額 (円)	(参考) 納付書による 毎月納付額 (円)
	納付時期				
【2年前納】 4月分から翌々年の3月分 まで（24月分）	4月	378,580 (▲14,420)	377,350 (▲15,650)	378,580 (▲14,420)	393,000
【1年前納】 4月分から翌年の3月分 まで（12月分）	4月	192,600 (▲3,480)	191,970 (▲4,110)	192,600 (▲3,480)	196,080
【6か月前納】 4月分から9月分まで又は 10月分から翌年の3月分 まで（6月分）	4月 又は10月	97,240 (▲800)	96,930 (▲1,110)	97,240 (▲800)	98,040
【当月末振替】 各月分（1月分）	毎月（本来 の納期限の 1か月前）	×	16,290 (▲50)	16,340 (0)	16,340
任意の月分から当年度又は 翌年度の3月分まで（任 意の月数）（最大24月分）	任意の月	納付月数に より異なる	×	×	納付月数に より異なる

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 「×」は、当該納付方法を利用できないことを示す。

3 「納付方法」欄の（ ）内は、毎月の本来の納期限に納付書により納付した場合（前納しなかった場合）の保険料の総額と各前納額との差額（割引額）を示す。

勸 告	説明図表番号
<p>ウ 前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善</p> <p>【制度の概要】</p> <p>口座振替に係る事務は、①機構において口座振替情報の変更・取消し等に係る入力を行う締切日（原則として毎月第7営業日）の翌営業日に、当月の振替日（原則として月末。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合にはその翌日）に口座振替を実施する者のデータの抽出を行い、②これを基に作成されたデータを各金融機関に送付し、③振替日に被保険者の届出口座から保険料が引き落とされる流れとなっている。</p> <p>一方、口座振替による前納の申出は、被保険者が、口座振替納付申出書の「振替方法」欄において希望する振替方法（6か月前納、1年前納、2年前納等）を選択した上で、当該申出書を提出することによって行うが（規則第71条）、一度申出が認められれば、自動的に当該前納が継続されるため、これを中止するためには、口座振替を中止する手続が必要となる。</p> <p>この手続には、以下の方法がある。</p> <p>① 口座振替辞退申出書の提出・処理</p> <p>被保険者が機構に対し口座振替辞退申出書を提出すると、機構が当該申出書の入力処理を行い、当該処理が、締切日までに行われた場合には当月の振替日から、締切日の翌日以降に行われた場合には翌月の振替日から、口座振替が中止される。</p> <p>② 第1号被保険者の資格喪失の処理</p> <p>第1号被保険者が厚生年金保険に加入している事業所に就職等した場合、当該事業所から当該被保険者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が機構に提出される。機構において、当該届出に基づき、厚生年金保険の被保険者の資格取得の処理を行うと、当該処理日の翌日に、自動的に第1号被保険者の資格喪失の処理も行われる。</p> <p>当該被保険者が口座振替により保険料を納付していた場合には、口座振替も自動的に終了し、第1号被保険者資格喪失日以降の期間について保険料の前納があった場合には、還付処理が行われる。</p> <p>なお、事業所からの厚生年金保険被保険者資格取得届は、当該事実の発生から5日以内に提出しなければならないこととされている（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条第1項）。</p> <p>③ 緊急停止</p> <p>業務処理要領において、締切日以降に口座振替辞退申出書の提出があった場合、又は事務センター長若しくは年金事務所長がやむを得ない理由があると判断した場合には、締切日以降に当月末の口座振替を中止することができることとされている（以下、これを「緊急停止」という。）。緊急停止の手続は、原則として被保険者からの口座振替辞</p>	<p>図表4-(3)-ウ -①</p>

退申出書の提出が前提とされ、当該申出書の提出を受け、年金事務所から当該被保険者の口座がある金融機関に「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」及び「緊急停止管理簿」を送付することによって行われる。

なお、年金事務所から各金融機関への緊急停止の依頼ができる期限は、各金融機関によって異なるが、おおむね毎月 25 日頃となっている。

【当省に寄せられた行政相談の概要】

前納保険料の口座振替の中止に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。

大学生の子が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、口座振替により 2 年分の保険料を前納した。その後、子は、平成 29 年 4 月から企業に就職し、厚生年金保険に加入した。しかし、平成 29 年 4 月 17 日に、子の国民年金保険料 2 年分（平成 29 年度及び 30 年度分 37 万 8,320 円）を 5 月 1 日に口座振替により引き落とすとの通知が届いた。厚生年金保険に加入したので、もう国民年金保険料の引き落としはないものと思っていたため、年金事務所に確認すると、「口座振替を中止するためには口座振替辞退申出書を提出してもらった必要があるが、手続には 1、2 か月を要する。このままでは手続が間に合わず、一旦保険料額を引き落としした後、還付手続を行うことになる」と説明された。たとえ後日還付されるとしても、一旦 40 万円近くのお金を口座に準備しておかねばならないのは大変であるし、振替直前になってからこのような通知が届くことに納得できない。

【調査結果】

厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について国民年金の前納保険料の口座振替が行われた場合、第 1 号被保険者資格喪失日以降の期間に係る前納保険料は、還付処理が行われるが、被保険者にとっては、一時的とはいえ多額（2 年前納の場合、約 40 万円）の金額が口座から引き落とされた上、後日、還付請求を行う手間が発生し、また、機構にとっても、還付通知書の作成・発送、還付請求書の受領・審査、還付の実施といった一定の事務が発生する。

このような被保険者の手続や機構の事務処理に伴う負担を軽減するためには、①被保険者に対し、口座振替辞退申出書の締切日前の提出を促すとともに、②締切日前の提出がなかった場合であっても、可能な限り緊急停止を行い、還付処理の発生を抑制することが重要であると考えられる。

このような観点から、当省が 45 年金事務所及び機構本部を対象として口座振替の中止に係る事務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

(7) 口座振替辞退申出書の早期提出の促進

45 年金事務所及び機構本部における口座振替辞退申出書の提出に係る被保険者への周知状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 毎年 4 月の振替日に実施される前納保険料の口座振替を中止するためには、前述のとおり、原則として、4 月の締切日（平成 29 年度の場合は 4 月 11 日）までに、当該被保険者に係る口座振替辞退申出書の処理又は第 1 号被保険者の資格喪失の処理が行われる必要がある。

一方、次回の保険料の口座振替が行われる旨の通知（口座振替額通知書）により口座振替が自動継続されることを知る被保険者も少なくないと考えられるが、4 月末に 2 年分、1 年分及び 6 か月分の前納が行われる被保険者に対して機構本部から口座振替額通知書が発送される時期は、該当者のデータが抽出された日の翌日となるため、毎年、4 月中旬（平成 29 年度の場合は 4 月 13 日）となっており、仮に、被保険者が口座振替額通知書により自らの前納保険料の口座振替を中止する必要があることを知ったとしても、通常の処理期限は過ぎていることから、原則として、緊急停止の手続が必要となる状態であった。

- ② 機構では、ホームページにおいて、「既に口座振替で前納されている方は、再度のお申込みの必要はありません」との案内を掲載しているものの、当該被保険者が第 1 号被保険者の資格を喪失する際には口座振替辞退申出書を提出するよう促す旨の記載はみられなかった。また、掲載している口座振替辞退申出書の様式にも、「口座振替辞退の申出をされてからお手続が完了するまでに 1～2 カ月程度かかることがありますのでご了承ください」とは記載しているものの、4 月に就職等により前納保険料の口座振替を中止する必要がある被保険者に対し当該申出書の早期提出を促す旨の記載はみられなかった。

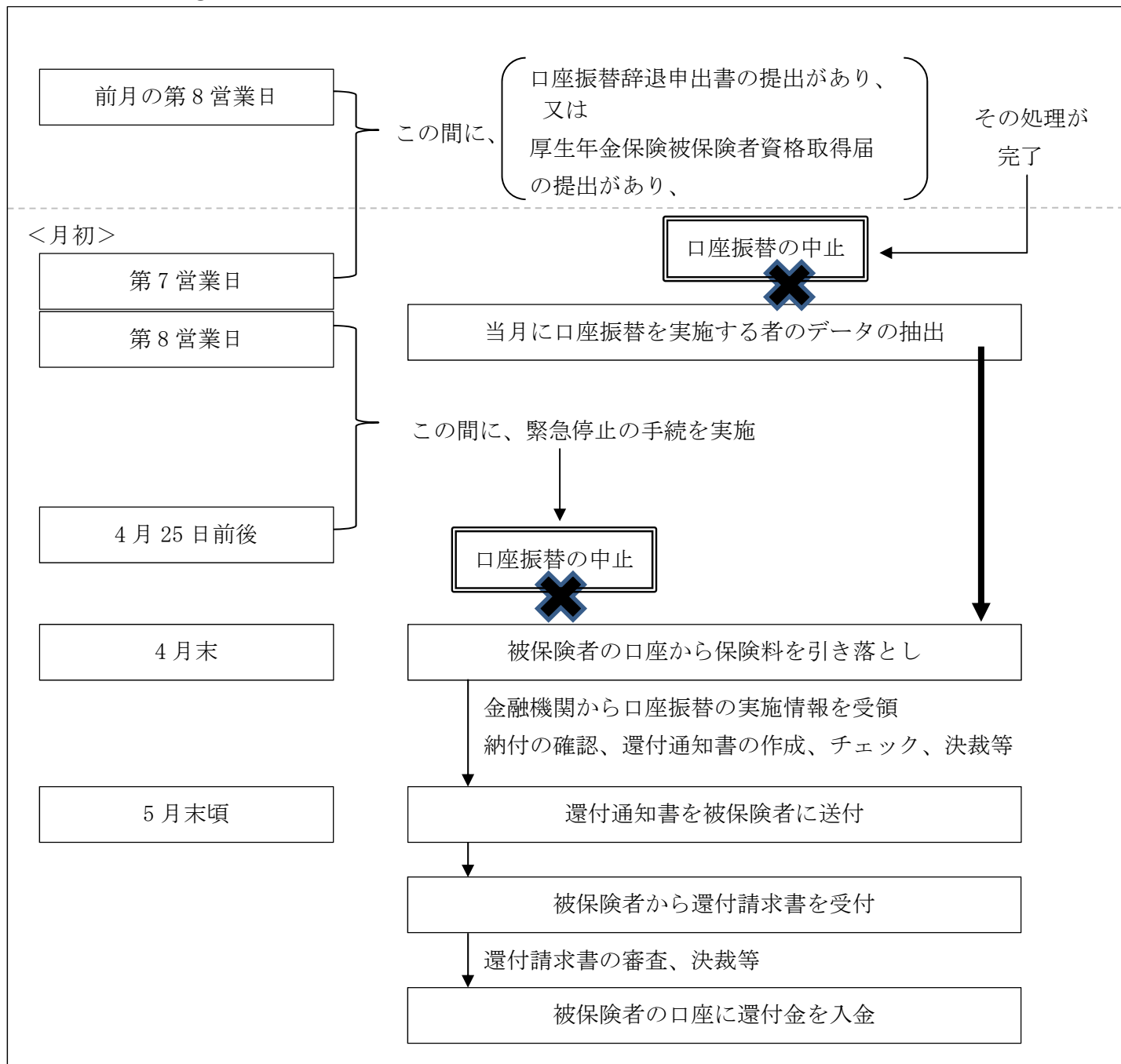
- ③ 年金事務所が当該被保険者の口座がある金融機関に対し口座振替の緊急停止の依頼を行う場合には、i) 該当者の氏名・基礎年金番号や口座名義人の氏名、口座番号等を記載した金融機関宛ての「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」を対象となる金融機関ごとに作成し、ii) 「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」に記載されている事項が正確であることを確認するためダブルチェックを行い、iii) 対象となる金融機関ごとに「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」を F A X 等で送信するという事務処理を行う必要がある。また、電話等により緊急停止を依頼してきた被保険者に対しては、口座振替辞退申出書の様式を送付してその提出を依頼

図表4-(3)-ウ
-②

<p>するという事務作業も生じる。</p> <p>このため、調査した年金事務所の中には、大学等の卒業が見込まれる第1号被保険者であって前納保険料の口座振替を実施している者に対し周知文書を送付することで、口座振替辞退申出書の提出を促し、緊急停止の依頼件数を減少させている例などがみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-③</p>
<p>(イ) 緊急停止の依頼の確実な実施</p> <p>45年金事務所について、平成29年4月における緊急停止の依頼状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 45年金事務所では、平成29年4月の1か月間に計1,690件の緊急停止を依頼していた。これらの緊急停止事案の中で、緊急停止を依頼した理由が記録上把握できた事案(917件)のうち、675件(73.6%)が第1号被保険者から第2号被保険者又は第3号被保険者への種別変更によるものとなっており、また、緊急停止に係る保険料額が記録上把握できた事案(1,606件)のうち、1,189件(74.0%)が6か月以上の前納期間に係るものとなっていた。このように、就職等により厚生年金保険に加入した者等に係る緊急停止や、長期間の前納に係る緊急停止が多く行われている状況がみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-④</p>
<p>② 調査した年金事務所の中には、還付処理の発生を抑制するため、口座振替により前納を行っている者であって第1号被保険者の資格を喪失した者等を業務システムの活用等により抽出し、当該被保険者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組を実施している例がみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-⑤</p>
<p>なお、このような取組については、平成23年1月に、機構職員が閲覧できるイントラネットにおいて「職員提案制度(注)に基づく職員提案」として同様の内容が紹介され、機構本部から「業務ナレッジ」として認定されている。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-⑥</p>
<p>(注) 現場の職員からの意見を積極的に吸収するため、サービス改善・業務改善の具体的な提案を募集するもの。職員から投稿された全ての提案について機構本部が個別に評価を行い、その結果をフィードバックしている。</p>	
<p>一方、調査した年金事務所の中には、基本的に緊急停止は行わないとしている年金事務所もみられ、年金事務所間で緊急停止の取扱いや口座振替の中止に係る事務処理が区々となっている状況がみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-⑦</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善を通じて被保険者及び年金事務所双方の負担軽減を図る観点から、機構に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 前納保険料の口座振替利用者に対し、口座振替開始通知書等で注意喚</p>	

<p>起する、事業主等の協力を得て周知を行う、ホームページ等に案内を掲載する等により、当該利用者が第1号被保険者の資格を喪失した場合に速やかに口座振替辞退申出書を提出することを促す取組を実施すること。</p> <p>② 当該利用者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組を全国の年金事務所で実施するよう促すこと。</p>	
--	--

図表 4-(3)-ウ-① 口座振替を中止する事務等に係るスケジュール



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 4-(3)-ウ-② 機構による口座振替の辞退等に係る周知

① 機構ホームページにおける周知（抜粋）

口座振替での前納のお申し込みはお早めに

- 口座振替での平成30年度分2年前納、1年前納、6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）の申込みは、平成30年2月28日（水曜）で締め切りしました。
- 口座振替での平成30年度分6カ月前納（10月～翌年3月分）の締め切り日は、平成30年8月31日（金曜）です。

※すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申し込みの必要はありません。

ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更される場合は、再度お申し込みが必要です。

※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。

※郵送による申込みの場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。

- 初めて口座振替で前納制度[2年前納、1年前納、6カ月前納、当月末振替(早割)]をお申込みされた場合は、直前の1カ月分[2年前納、1年前納、6カ月前納（4月～9月分）の場合は3月分、6ヶ月前納（10月～翌年3月分）の場合は9月分、当月末振替（早割）の場合は前月分]の保険料が未納の場合は、前納保険料額と同時に振替となります。

平成30年4月中旬に届く「国民年金保険料口座振替額通知書」で実際に口座から振替される金額を確認し、残高不足とならないようご注意ください。

残高不足で口座からの振替ができなかった場合は、次の振替日（2年前納、1年前納の場合は翌年4月末）までの間、割引が無い翌月末振替になります。

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(3)-ウ-③ 調査した年金事務所における口座振替辞退申出書の提出を促す取組の例

年金事務所	事例の内容
平塚	<p>平成 29 年 3 月 1 日に、大学等の卒業が見込まれる年齢の第 1 号被保険者のうち口座振替により国民年金保険料を前納している者に対し、4 月から厚生年金又は共済年金に加入する場合は、年金事務所に口座振替辞退申出書を提出するか、金融機関に口座振替の停止を依頼するかのいずれかを行うよう促す文書を郵送した。</p> <p>年金事務所では、第 1 号被保険者の厚生年金保険被保険者資格の取得を事由として年金事務所から金融機関に対し口座振替の緊急停止を依頼した件数が平成 28 年 4 月に 100 件を超えていたものの、この取組を実施した結果、29 年 4 月には 39 件に減少しており、事務負担の軽減が図られたとしている。</p>
出雲	<p>平成 29 年 3 月 10 日に、口座振替による国民年金保険料の前納（6 か月、1 年、2 年）を行っている者であって、29 年 3 月で大学等を卒業することが見込まれる年齢に達している者に対し、4 月から厚生年金に加入する場合には年金事務所に口座振替辞退申出書を提出するよう記載した文書を同申出書の様式及び返信用封筒を同封して送付した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(3)-ウ-④ 平成 29 年 4 月における緊急停止の依頼状況

① 緊急停止の理由別件数

区分	件数
平成 29 年 4 月に調査した 45 年金事務所において実施された緊急停止	1,690 (100%)
緊急停止の理由が記録上確認できたもの	917 (54.3%)
第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者への切替え	675 (39.9%)
納付書で納付済み、支払方法の変更、振替方法の変更	136 (8.0%)
免除等を申請	59 (3.5%)
任意加入又は任意加入資格喪失	34 (2.0%)
口座の解約、変更	4 (0.2%)
その他(死亡、海外転出等)	9 (0.5%)
緊急停止の理由が記録上確認できなかったもの	773 (45.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、全緊急停止件数 (1,690件) に占める割合である。

② 緊急停止に係る金額別件数

区分	件数
平成 29 年 4 月に調査した 45 年金事務所において実施された緊急停止	1,690 (100%)
緊急停止に係る金額が記録上確認できたもの	1,606 (95.0%)
378,200 円以上 (前納期間 2 年)	526 (31.1%)
193,730 円以上 378,320 円未満 (同 1 年以上 2 年未満)	575 (34.0%)
97,820 円以上 193,730 円未満 (同 6 か月以上 1 年未満)	88 (5.2%)
97,820 円未満 (同 6 か月未満)	417 (24.7%)
緊急停止に係る金額が記録上確認できなかったもの	84 (5.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、全緊急停止件数 (1,690件) に占める割合である。

3 緊急停止に係る金額の区分は、2年前納、1年前納及び6か月前納に係る前納保険料額 (平成29年度) を参考にした。

図表 4-(3)-ウ-⑤ 調査した年金事務所において口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止依頼を行っている例

年金事務所	事例の内容
仙台東、郡山	<p>口座振替情報の変更・取消し等に係る入力締切日の後に、口座振替により国民年金保険料を前納している者であって、金融機関への口座振替の緊急停止依頼期限前までに厚生年金保険被保険者資格取得に係る入力が行われた者を業務システムにより把握し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止依頼を行っている。</p>
足立、新宿、墨田、府中	<p>就職により国民年金の被保険者資格を喪失し厚生年金保険に加入する者が多いこと等を踏まえ、毎年4月末の口座振替については、機構本部の南関東地域部からの指示に基づき、各年金事務所において、口座振替情報の変更・取消し等に係る入力締切日の後に厚生年金保険被保険者資格取得に係る処理が行われた者を選定し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに金融機関への口座振替の緊急停止依頼を行っている。</p>
富山	<p>4月以降に厚生年金保険被保険者資格の取得が確認でき、かつ、4月以降も国民年金保険料が口座振替により納付されている者を業務システムにより抽出・確認し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに金融機関への口座振替の緊急停止依頼を行っている。</p>
大手前	<p>保険料の口座振替を行っている管内の第1号被保険者の中から、前年の保険料が前納されている第1号被保険者資格喪失者であって、かつ、未納期間がない者を手作業で抽出し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに金融機関への口座振替の緊急停止依頼を行っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(3)-ウ-⑥ 口座振替の緊急停止に関する職員提案

職員提案制度評価結果（状況）一覧表（平成 23 年 1 月評価分）（抜粋）	
業務区分	国民年金
投稿者	東北ブロック 福島県年金事務所 個人
タイトル／課題等	<p>○国民年金保険料を口座振替により前納されているお客様で、厚生年金への取得が判明した場合における還付発生の防止</p> <p>特に厚年取得が多い4月を想定している。</p> <p>1年前納の場合は金額も多額であり、一時的とはいえ引落になることで、お客様から苦情に近い相談が寄せられる（還付まで数ヶ月時間を要するため）。</p> <p>全国的にみてもこの時期は還付件数が多く、事務量が増えるため、膨大な金額が動く。</p>
提案等概要	<p>口座振替による前納払をされているお客様で、厚生年金に加入が判明した場合には、金融機関へ緊急停止依頼を行えるようにするための工夫を御報告いただいたもの。</p> <p>※別添資料あり。</p>
評価結果	業務ナレッジ
投稿者に対するコメント	業務ナレッジとして認定します。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(3)-ウ-⑦ 基本的に口座振替の緊急停止は行わないとしている年金事務所の例

① 緊急停止を実施していないとしている例

年金事務所	事例の内容
鶴舞	<p>緊急停止の依頼は基本的に行っていない。これは、厚生年金保険被保険者資格の取得が4月ではなく5月の誤りであった場合には、4月分の国民年金保険料が未納になってしまうおそれがあることや、当該者の家族が同一口座から口座振替を実施している場合、当該者だけ口座振替を中止することが難しいこと等による。</p> <p>口座振替による保険料の前納を停止してほしいとの被保険者からの問合せ等に対しては、口座から引き落とした保険料は必ず還付する事を丁寧に説明して納得してもらっている。</p>
須磨	<p>当該年金事務所では、被保険者から口座振替の緊急停止を求められたときは、直接金融機関に対して口座振替の停止を依頼するよう被保険者に案内しており、当該年金事務所は、平成27年以降、緊急停止の依頼を行っていない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 調査した45年金事務所のうち10年金事務所（一関、寒河江、鶴舞、七尾、玉出、福島、豊中、須磨、三次、出雲）では、平成29年4月に緊急停止の依頼を行った実績がないとしている。

② 締切日以降に口座振替辞退申出書の提出があった場合以外は緊急停止を実施していないとしている例

年金事務所	事例の内容
砺波	<p>金融機関への口座振替の緊急停止依頼は、口座振替情報の変更・取消し等に係る入力の日付の後に口座振替辞退申出書の提出があった場合に限り行っており、口座振替により国民年金保険料を前納していた者について事務センターにおける処理期限以降に厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されても、別途口座振替辞退申出書が提出されない場合には、これらの者については一旦口座振替を実施した後に引き落とされた保険料の還付を行っている。</p>
高松西	<p>口座振替を実施していた被保険者から電話により厚生年金保険に加入した旨の連絡を受けたとしても、電話連絡のみでは本人確認ができないため、当該者に係る口座振替の緊急停止依頼は行っておらず、口座振替情報の変更・取消し等に係る入力の日付の後に口座振替辞退申出書の提出があった者に限り行っている。</p> <p>なお、平成29年4月に口座振替により保険料が納付されたが、厚生年金保険に加入していたために後日納付保険料が還付となった者は、57人であった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>エ 納付順を誤った追納の処理の弾力化</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(追納保険料の納付順)</p> <p>追納可能期間（過去 10 年間の免除等の承認を受けた期間）について、その一部につき追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないこととされている（法第 94 条第 2 項）。</p> <p>機構は、納付順を誤った追納が発生した場合、すなわち、追納保険料を納付した期間より前に、追納の承認を受けた期間で追納保険料を納付していない期間（以下「追納未納期間」という。）がある場合には、法第 94 条第 2 項の規定に反する納付として、過誤納となり、当該追納保険料を還付するとしている（注）。</p> <p>（注）ただし、保険料徴収時効が到来していない未納期間がある場合には、当該期間の保険料に充当される。</p> <p>(後納保険料の納付順)</p> <p>過去 5 年以内の被保険者期間であって、時効により保険料を徴収する権利が消滅している未納期間については、厚生労働大臣の承認を受けることにより、平成 30 年 9 月 30 日までの間に限り、政令で定める額を加算した額の保険料を納付（後納）することができることとされている（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 93 号。以下「年金確保支援法」という。）附則第 2 条第 1 項）。</p> <p>この保険料の後納についても、追納と同様、承認を受けた期間の一部について後納保険料を納付する場合には、先に経過した月の保険料から順次納付しなければならないこととされている（年金確保支援法附則第 2 条第 3 項）。ただし、厚生労働省は、機構に対し、後納保険料が過誤納となった場合には、後納の承認を受けた期間で後納保険料を納付していない期間等の保険料に充当するよう指示している（「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う後納保険料の納付に関する事務の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 17 日付け年管管発 0917 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知））。</p> <p>【当省に寄せられた行政相談の概要】</p> <p>納付順を誤った追納の処理に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。</p> <p>平成 22 年 4 月から 24 年 3 月まで免除されていた保険料について、27 年に次のとおり追納した。</p> <p>① 平成 27 年 3 月 11 日に 24 年 3 月分を納付</p> <p>② 平成 27 年 3 月 15 日に 22 年 4 月から 24 年 2 月までの分を納付</p>	<p>図表4-(3)-エ-①</p> <p>図表4-(3)-エ-②</p> <p>図表4-(3)-エ-③</p>

しかし、年金事務所から、「本来、平成22年4月から24年2月までの分を24年3月分より先に納付すべきであり、納付順が異なる」として、24年3月分の追納保険料を還付すると言われた。さらに、その時点（平成28年4月）では、23年度分の追納保険料に加算される額が増額改定されているため、90円上乗せして納付するようにも言われている。一度追納したにもかかわらず、還付請求して再度納付するという手間を納付者に負わせることに納得できない。

【調査結果】

追納の納付順を誤ったことに伴う過誤納金の還付が発生した場合、過誤納金の確認、還付通知書の発行、還付請求書の受領及び審査、還付金の払出し等の事務が発生し、被保険者及び機構双方の負担となると考えられる。また、過誤納となった保険料について、他の期間への充当を認めず、還付することとなれば、改めて納付するまでに納付期限が経過し、保険料の納付ができなくなる、又は年度が変わる際に保険料の額が変わる等の被保険者等に不利益が生じるおそれがあることについては、後納も追納も同様である（ちなみに、厚生労働省は、追納と後納とで納付順を誤った場合の取扱いが異なる理由について、その根拠や経緯等は明らかではないとしている。）。このような観点から、当省が機構本部、45年金事務所及び12事務センターを対象として追納順誤りの発生を防止するための取組の実施状況及び追納順誤りの発生後の処理状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 機構本部では、機構のホームページにおいて、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことを周知しているほか、追納勧奨状、追納申込書及び追納申込承認通知書にも、同様の周知文を掲載している。

一部の年金事務所及び事務センターにおいても、追納保険料の納付書を送付する際、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を同封する等、追納順誤りの発生防止に取り組んでいる例がみられたが、これらの取組は、一部の年金事務所及び事務センターが独自に実施しているにとどまっており、全国統一的には実施されていない。

なお、機構は、追納順誤りの発生件数は把握していない。

② 12事務センターにおける追納順誤りが発生した場合の取扱いについて調査したところ、全ての事務センターにおいて、「追納順誤りが発生した時点で当該被保険者に保険料徴収時効が到来していない過去2年以内の未納期間がある場合には、納付された追納保険料は当該未納期間の保険料に充当し、未納期間がない場合には、還付する」としていた。

また、12事務センターにおいて、平成29年10月以降に被保険者に送付された「国民年金保険料過誤納付額還付・充当通知書」のうち、過誤納

図表4-(3)-エ
-④

図表4-(3)-エ
-⑤

理由が追納順誤りである事案（36 事案）を抽出して、その処理状況を調査したところ、i）過誤納である旨の通知が被保険者に到達した時点では、追納未納期間について追納できる期限が到来していた例や、ii）被保険者が、納付順を誤った追納に係る還付の前に追納未納期間の全てについて追納したため、還付後、還付された期間と同じ期間について再度追納することになった例など、合理的な処理とは考えられない例がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、追納制度の利用を促進するとともに、被保険者及び機構双方の負担軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一部の年金事務所及び事務センターにおいて実施されている、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を追納保険料の納付書に同封する等の取組について、全国の年金事務所及び事務センターに横展開すること等により、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことについての周知を徹底すること。
- ② 納付順を誤った追納に係る保険料について、一律に還付処理としている取扱いを見直すこと。

図表 4-(3)-エ-① 保険料の追納の納付順に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（保険料の追納）

第 94 条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3～5 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(3)-エ-② 保険料の後納及びその納付順に関する法令の規定

○ 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 93 号）（抜粋）

附 則

（国民年金の保険料の納付の特例）

第2条 前条第三号に規定する政令で定める日から起算して三年を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかった国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によって消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5～11 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(3)-エ-③ 「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う後納保険料の納付に関する事務の取扱いについて」(平成 27 年 9 月 17 日付け年管管発 0917 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知) (抜粋)

2 後納保険料の納付に係る承認の事務及び過誤納金に関する事務に関する事項

後納保険料の納付に係る承認の事務及び過誤納金に関する事務については、10 年後納制度における当該事務と同様であり、別添の『「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う後納保険料に関する事務の取扱いについて』(平成 24 年 7 月 25 日年管管発 0725 第 1 号)に準じて取り扱うこと。

ただし、特定期間に係る特定保険料が承認された期間を有する者については、次により取り扱うこと。

(1) 過誤納金の充当

後納保険料に係る過誤納金については、被保険者等に未納期間等(後納保険料の納付について、厚生労働大臣の承認を受けたものに限る。以下同じ。)、特定期間に係る特定保険料が承認された期間(保険料納付済期間を除く。以下「特例追納対象期間」という。)又は滞納期間があるときは、還付に代えて、当該期間に係る保険料に充当すること(国民年金法第 95 条の規定によりその例によるものとされる国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 57 条)。

(2) 充当の順位及び還付

後納保険料に係る過誤納金を充当する場合には、未納期間等、特例追納対象期間及び滞納期間の順により、それぞれ先に経過した月に係る保険料から順次充当することとし、未納期間等、特例追納対象期間及び滞納期間がなくなったとき、又は過誤納金が 1 月分の後納保険料、特定保険料若しくは滞納保険料の額に満たない額になったときは、充当されなかった過誤納金を還付すること。

[別添]

- 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う後納保険料に関する事務の取扱いについて(平成 24 年 7 月 25 日付け年管管発 0725 第 1 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)

第 3 後納保険料の過誤納金に関する事項

1 後納保険料に係る過誤納金の取扱いについて

後納保険料の納付の承認を受けた被保険者等が、承認の日の属する月前 10 年を超えた期間に係る後納保険料を納付したとき、保険料納付済期間に重複して後納保険料を納付したときなどは、当該過誤納に係る後納保険料(以下「過誤納金」という。)を次により取り扱うこと。

(1) 過誤納金の充当

被保険者等に未納期間等(後納保険料の納付について、厚生労働大臣の承認を受けたものに限る。以下同じ。)又は滞納期間があるときは、後納保険料に係る過誤納金について、還付に代えて、当該期間に係る保険料に充当すること(国民年金法第 95 条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第 57 条)。

(2) 充当の効果

過誤納金を充当した場合には、過誤納金が生じたときに、当該充当した過誤納金に相当す

る額の保険料の納付があったものとみなすこと。

ただし、過誤納金が生じたときより後に法定納期限の到来した滞納保険料がある場合には、過誤納金を当該滞納保険料に充当することとし、この場合、当該滞納保険料の法定納期限の日に、当該充当した過誤納金に相当する額の保険料の納付があったものとみなすこと。

(3) 充当の順位及び還付

後納保険料に係る過誤納金を充当する場合には、未納期間等及び滞納期間のうち、先に経過した月に係る保険料から順次充当することとし、未納期間等及び滞納期間がなくなったとき、又は過誤納金が1月分の後納保険料若しくは滞納保険料の額に満たない額になったときは、充当されなかった過誤納金を還付すること。

2 後納保険料に係る充当の手続について

(1) 充当に係る調査決定

過誤納金を充当する際には、歳入徴収官あてに国民年金保険料還付決定(調査決定)決議等を求めること。

(2) 充当に係る通知

後納保険料に係る過誤納金を充当したときは、その旨を当該充当を行った者に通知すること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(3)-エ-④ 機構による追納順誤りの発生を防止するための取組の例

① 機構ホームページ等における周知の例

<p>機構のホームページでは、追納に関する注意事項として、古い期間から納付することを周知している。</p> <p>(機構ホームページ (抜粋))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追納に関する注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 追納ができるのは追納が承認された月の前 10 年以内の免除等期間に限られています (例えば、平成 29 年 4 月分は平成 39 年 4 月末まで)。 2. 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。 </div> <p>このほか、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 追納勧奨状に「追納は、原則追納が可能な一番古い保険料の月分から順番に納めることとなります」と記載している。 ② 追納申込書において、留意事項として「追納は追納が承認された期間のうち、古い月分から納めなければなりません。」や「新しい月分を納められたときは、保険料を還付することになります。」と記載している。 ③ 追納申込みが承認された者に送付する「国民年金保険料追納申込承認通知書」の裏面において、「追納に関する注意点」として「追納保険料は古い月分から納付してください」と記載している。
--

(注) 当省の調査結果による。

② 年金事務所及び事務センターにおける取組の例

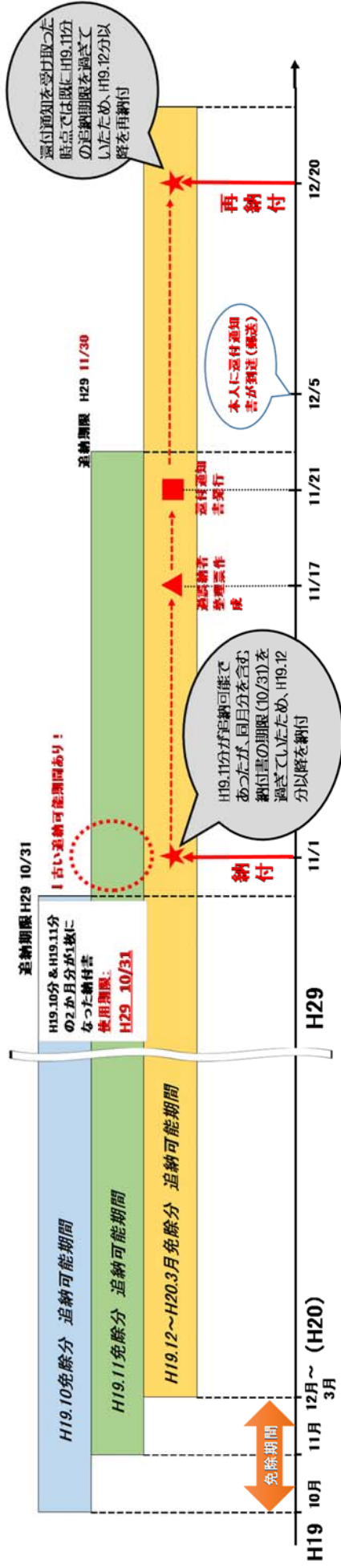
年金事務所	事例の内容
岡山東	<p>追納保険料の納付書を送付する際、納付書を使用する順番 (追納保険料の納付順) を納付書に番号で記載するとともに、独自に作成した次のような文書を同封している。</p> <p>(文書抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国民年金保険料納付書 (追納分) の送付について</p> <p>国民年金保険料の追納納付書 (以前に免除等を受けていた月が対象) を送付いたします。納付書左上に番号を付していますので、<u>必ず番号順に納付書をご使用ください</u>。また、納付書の住所左側に使用期限が記載されています。必ず期限内に納付場所 (納付書裏面記載) にて納めてください。<u>使用期限を過ぎるとその納付書は使用できなくなります</u>ので、ご注意ください。</p> </div>

札幌西	<p>追納保険料の納付書を送付する際、独自に作成した次のような文書を同封している。</p> <p>(文書抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民年金保険料納付書（追納）の送付について</p> <p>先に送付いただいた国民年金保険料追納申込書にもとづいて、納付書及び承認通知書を送付いたします。</p> <p>納付の際は、お近くの銀行・郵便局・コンビニエンスストアで納付書に記載の「使用期限」までに納付をお願いいたします（納付書に記載されている「使用期限」を経過した場合は、納付書が使用できなくなりますので、追納をご希望の場合は、当事務所まで連絡願います。）。</p> <p>なお、追納は、承認された免除等期間のうち一番古い月の期間分から納付していただくこととなりますので、納付にあたっては、使用する納付書の順序にご留意ください。</p> </div> <p>(注) 同様の取組が、札幌東、苫小牧、墨田、足立、大曾根、広島東、出雲の各年金事務所及び北海道、神奈川、新潟、大阪広域の各事務センターにおいても実施されている。</p>
新宿	<p>追納の申込みがあった際には、古い月の期間分から納付するよう、口頭で周知している。</p> <p>(注) 同様の取組が、留萌、墨田、足立、府中の各年金事務所においても実施されている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

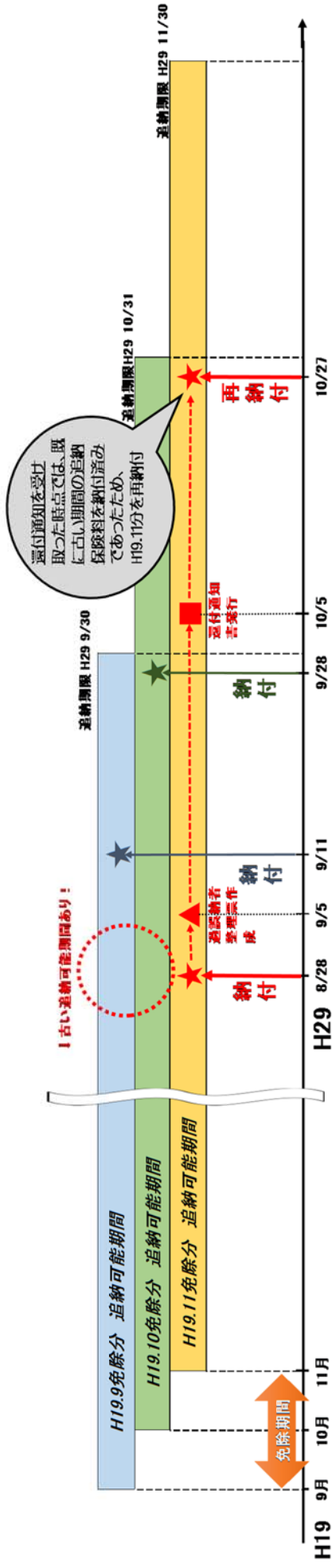
図表 4-(3)-エ-⑤ 合理的な処理とは考えられない追納順誤り事案の処理を行っている例

① 過誤納である旨の通知が被保険者に到達した時点では、追納未納期間について追納できる期限が到来していた例



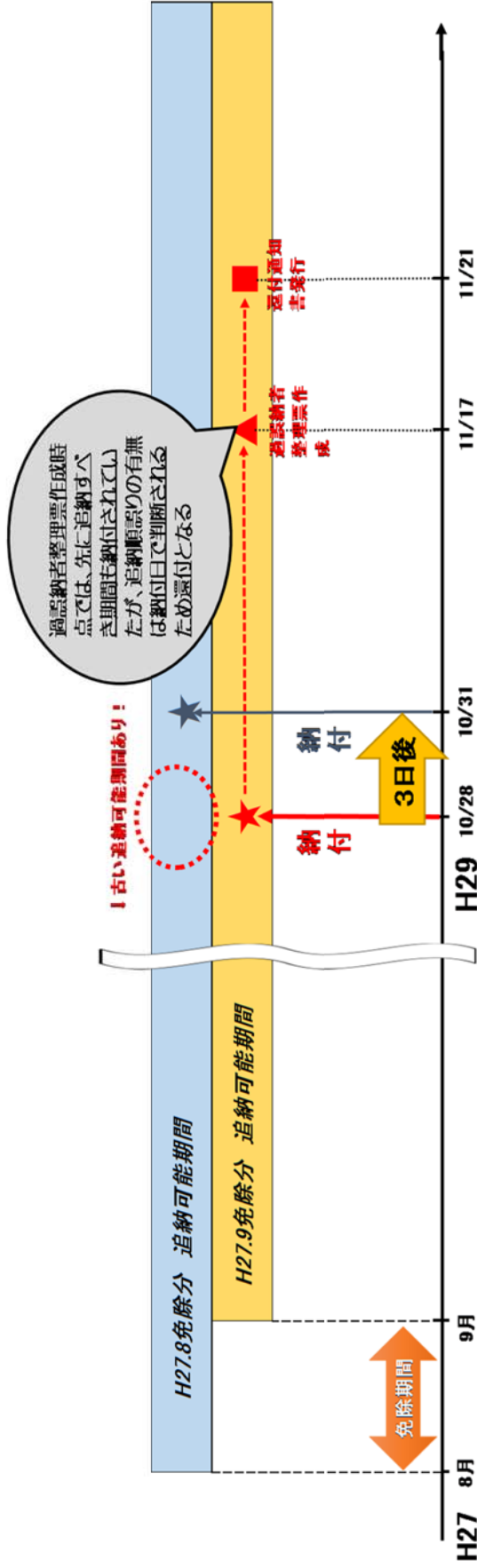
事例の内容	
事務センター名 東京広域	<p>本件の被保険者は、平成19年11月免除分を先に追納すべきであったが、29年11月1日に、誤って19年12月から20年3月までの免除分を追納してしまった。</p> <p>このため、追納順誤りによる過誤納となり、平成29年11月21日に、19年11月免除分の追納に係る還付通知書が発行された。当該還付通知書は、平成29年12月5日に当該被保険者に郵送されたため、本人が過誤納を知った時点では、追納未納期間である19年11月免除分の追納期限(29年11月30日)を既に過ぎていた。このため、当該被保険者は、先に追納した平成19年12月から20年3月までの免除分の追納保険料の還付を受ける一方、29年12月20日に、19年12月から20年3月までの免除分を再度追納した。</p>

② 被保険者が、納付順を誤った追納に係る還付の前に追納未納期間の全てについて追納したため、還付後、還付された期間と同じ期間について再度追納することになった例



事例の内容	
事務センター名 北海道	<p>本件の被保険者は、平成19年9月及び10月免除分を先に追納すべきであったが、29年8月28日に、誤って19年11月免除分を追納してしまった。</p> <p>このため、追納順誤りによる過誤納となり、平成29年10月5日に、19年11月免除分の追納に係る還付通知書が発行された。しかし、当該被保険者は、当該還付通知書の発行前である平成29年9月11日及び28日に、19年9月及び10月免除分を追納していたため、先に追納した19年11月免除分の追納保険料の還付を受ける一方、29年10月27日に、19年11月免除分を再度追納した。</p>

③ 被保険者が、納付順を誤った追納を行った日の数日後に追納未納期間の全てについて追納したため、機構が納付順を誤った追納を過誤納として処理した段階では追納未納期間がなくなっていたにもかかわらず、還付となった例



事例の内容	
事務センター名 東京広域	<p>本件の被保険者は、平成27年8月免除分を先に追納すべきであったが、29年10月28日に、誤って27年9月免除分を追納してしまった。</p> <p>このため、追納順誤りによる過誤納となり、平成29年11月21日に、27年9月免除分の追納に係る還付通知書が発行された。しかし、当該被保険者は、誤って追納した日の3日後である平成29年10月31日に、先に追納すべきだった27年8月免除分を追納していた。</p> <p>このため、機構において平成27年9月免除分の追納について過誤納者整理票を作成し過誤納として処理した時点（29年11月17日）では、既に追納未納期間はなくなっていたが、追納順誤りの有無は納付した日によって判断されるため、27年8月免除分よりも3日前に納付された27年9月免除分は過誤納として還付されることとなった。</p>

(注) 当省の調査結果による。